

基本計画部会第3WG 意見書（案）

平成 22 年 月 日

第3ワーキンググループ座長 廣松 毅

平成 21 年度統計法施行状況報告のうち、統計データの二次的利用等の府省横断的事項について検討した結果は以下のとおりである。

1 検討内容

(1) 統計データの二次的利用等の府省横断的事項のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の2点とした。

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供について

統計職員等の人材の育成・確保について

(2) 各課題については、関係府省に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出し、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

2 意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記1-(1)の2点について意見書を取りまとめることとした（詳細は別添1及び2参照）。

なお、別添2については、平成21年度の施行状況を踏まえ、平成22年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものである。

(別添1)

1. 意見の対象とした施策

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用) 調査票情報の提供について

2. 施策の施行状況

- (1) 平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は、法人企業景気予測調査(内閣府と財務省の共管) 国勢調査(総務省) 学校基本調査(文部科学省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 農林業センサス、漁業センサス(以上農林水産省)の6調査であり、提供件数は4件であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査(以上いずれも総務省)の4調査であり、提供件数は20件であった。
- (2) さらに、平成21年度中に、国の行政機関が、統計法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54件であった。

3. 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

- (1) 二次的利用は、新統計法の施行に伴い平成21年度から開始されたものの、利用件数の実績については24件にとどまっている。この理由としては以下が挙げられる。
- ・二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない。また、提供されているデータの対象期間も限られており、平成21年度末にサービスが開始された統計調査もある。一方、総務省が行っている統計ニーズに関するアンケートの結果によると、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に対しても、今後早期のサービス開始を求めるニーズが存在している。
 - ・さらに、同アンケートの結果によると、二次的利用のサービスの開始や制度内容を知る者が約四分の一にとどまっており、潜在的な利用者に制度が十分認知されていない。
 - ・また、統計ニーズに関するアンケート結果によると、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている一方、実際に利用できる目的が現在は学術研究目的又は高等教育目的等に限定されている。
- (2) 統計法第33条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続が煩雑で時間がかかるため、手続の円滑化を求める声がある。

4. 取り組むべき統計整備の方向性

- (1) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。
- ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。

また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。

- ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
 - ・ 各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
 - ・ 各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。
- (2) 各府省は、統計法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に統計法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

(別添 2)

1. 意見の対象とした施策

統計職員等の人材の育成・確保について

2. 施策の施行状況

(1) 中核的職員の計画的な育成・確保については、各府省でそれぞれ状況が異なるが、概ね以下のような取組が行われている。

- ・ 統計調査や統計分析業務に必要な研修
- ・ 統計の利用部局と作成部局間の人事異動を通じた人材の育成
- ・ 他府省の統計関係課との人事交流

また、一部の府省では、大学等の研究機関との人事交流も実施されている。

(2) 国際統計分野で活躍できる職員の養成についても、各府省で取組は異なるが、職員の英語研修とともに、国際機関や開発途上国等への専門家派遣、国連や OECD 等の国際統計関係会議への出席が実施されている。

3. 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 統計職員の育成に関しては、2、3 年周期で全省的に人事異動させることが通例となっている中で、各府省は OJT や集合研修の実施、政策部局や他府省統計部局との人事交流などの取組に努めているところである。しかしながら、統計の品質を維持し、統計の国際的な舞台で議論をリードできるような、統計や政策分析などの専門性を備えた人材の育成・確保に当たっては、各府省の個々の取組には限界があり、政府横断的な取組が重要となっている。

(2) 統計職員の専門性の向上のためには、学会や大学等の知見を活用することが重要であるが、現在は統計職員と学界との交流は限定的であり、また、学界においても公的統計分野の若手研究者は必ずしも多いとは言えない状況にある。今後、学会等との連携を強化し、統計職員の育成とともに、学界における公的統計への理解と協力を得ることも重要である。

(3) また、現在、各府省は、必要に応じてセミナーや研究会ごとに研究者の参加を求めているが、これらの情報も、必ずしも共有されているわけではない。長期的な意味での人材育成、統計の質の向上の観点からは、各府省が開催しているセミナー・研究会などの開催情報をオープンにし、広く研究者や各府省職員の参加を可能とするとともに、その結果についても共有できるような仕組みを構築することが必要である。

4. 取り組むべき統計整備の方向性

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成 22 年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の

講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、上記 3 の現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと

政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること

高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいし、職員との共同研究の実施や、研修内容に大学及び大学院の講義を活用することなどによる専門性の向上）

他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること。